

改正 平成30年 2月21日 原規規発第1802211号 原子力規制委員会決定

使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号）の一部を次のように改正する。

平成30年 2月21日

原子力規制委員会

使用施設等における保安規定の審査基準の一部改正について

使用施設等における保安規定の審査基準を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成30年 2月21日より施行する。

使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 1 月 27 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第 5 7 条第 1 項</u>の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 41 条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>（略）</p> <p>保安規定の認可申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法<u>第 5 7 条第 2 項</u>に定める認可要件である「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>（略）</p> <p><u>使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 4 号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>ここで、措置とは、<u>使用規則第 2 条の 1 1 の 3 第 1 号及び第 2 条の 1 1 の 5 第 1 号</u>に掲げられた措置をいう。</p>	<p>はじめに</p> <p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第 5 6 条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 41 条に規定する核燃料物質を使用しようとする場合、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>（略）</p> <p>保安規定の認可申請書を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法<u>第 5 6 条の 3 第 2 項</u>に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>（略）</p> <p><u>使用規則第 2 条の 1 2 第 1 項第 4 号</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定等本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>ここで、措置とは、<u>使用規則第 3 条第 4 号及び第 7 号（使用規則第 3 条の 2 で準用する場合及び使用規則第 4 条で準用する場合を含む。）</u>に掲げられた措置をいう。</p>

改正後	改正前
<p>2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。  ここで、措置とは、<u>使用規則第2条の11の3第2号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>使用規則第2条の12第1項第14号</b> 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)</p> <p>本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。  品質保証に係る組織及び職務に関することについては、<u>使用規則第2条の12第1項第1号(使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。)</u>と関連づけて明記されていること。  (1)～(4)(略)</p> <p>3. 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。 )及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。  (1)～(3) (略)  (4) 品質保証計画の継続的な改善</p>	<p>2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。  ここで、措置とは、<u>使用規則第3条第5号及び第7号(使用規則第3条の2で準用する場合及び使用規則第4条で準用する場合を含む。)</u>に掲げられた措置をいう。</p> <p>(略)</p> <p><b>使用規則第2条の12第1項第14号</b> 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)</p> <p>本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。  品質保証に係る組織及び職務に関することについては、<u>使用規則第2条の12第1号(使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。)</u>と関連づけて明記されていること。  (1)～(4)(略)</p> <p>3. 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。 )及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。  (1)～(3) (略)  (4) 品質保証計画の継続的な改善</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>予防処置</p> <p>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</p> <p>ア)～オ) (略)</p> <p><u>カ)他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置が定められていること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>予防処置</p> <p>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</p> <p>ア)～オ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第15号</u> その他必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>核燃料物質の使用者が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第57条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</p> <p>(略)</p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第15号</u> その他必要な事項</p> <p>(略)</p> <p>核燃料物質の使用者が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第56条の3第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</p> <p>(略)</p>